

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

香川県広域水道企業団規則第2号

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則（平成30年香川県広域水道企業団規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>(本部の職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 参事</u></p> <p><u>(5)～(16)</u> 略</p> <p>(ブロック統括センター等の職)</p> <p>第3条 略</p> <table border="1"><thead><tr><th>ブロック統括センター等</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>東讃ブロック統括センター</td><td>所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 <u>主任主事</u></td></tr><tr><td>小豆ブロック統括センター</td><td>所長 課長 主幹 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 技師</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	ブロック統括センター等	職	略		東讃ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 <u>主任主事</u>	小豆ブロック統括センター	所長 課長 主幹 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 技師	略		<p>(本部の職)</p> <p>第2条 本部に置く職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(15)</u> 略</p> <p>(ブロック統括センター等の職)</p> <p>第3条 ブロック統括センター及び広域送水管理センターに置く職は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>ブロック統括センター等</th><th>職</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>東讃ブロック統括センター</td><td>所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 技師</td></tr><tr><td>小豆ブロック統括センター</td><td>所長 課長 主幹 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 技師</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	ブロック統括センター等	職	略		東讃ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 技師	小豆ブロック統括センター	所長 課長 主幹 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 技師	略	
ブロック統括センター等	職																				
略																					
東讃ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 <u>主任主事</u>																				
小豆ブロック統括センター	所長 課長 主幹 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 技師																				
略																					
ブロック統括センター等	職																				
略																					
東讃ブロック統括センター	所長 課長 課長補佐 副主幹 主任 技師																				
小豆ブロック統括センター	所長 課長 主幹 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 技師																				
略																					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。